再 評 価 調 書

調書作成年月日

平成27年 8月 3日

			事業担	担当 課	道路課		
事業名	なみいた	補助・3単独の		補助	事業主 体	宮城県	
施行地名	けせんぬま し なみいた 気仙沼市浪板地内		【位置図	[後掲]	管理主 体	宮城県	
根拠法令	道路法第56条						

事業目的

一般県道大島浪板線(浪板工区)は、三陸縦貫自動車道の(仮称)大島 I C、(仮称)気 仙沼北 I C及び国道 4 5 号と接続することにより震災復興、救急医療の確保及び地域間交流 等に寄与する道路である。

また、当該道路は浪板・大浦地区の防災集団移転団地へのアクセス道路であり離島大島を 結ぶ唯一の道路でもあるため、津波浸水区域を避けた位置に計画しており、周辺地域におけ る災害時等の緊急避難路又は復興支援道路として必要不可欠な道路である。

事業内容

-1114	
	
ᆓ	
~ ~	

0

事

事 業 着 手 時	【計画概要】	【計画諸元】
(平成23年度)	延長 L=2.75km	道路規格 第3種第3級
	道路幅員 W=6.0(10.	0) m 設計速度 50km/h
	全体事業費 C=40億円	計画交通量 3,500台/日
再 評 価 時	【計画概要】	【計画諸元】
	_ · · · · · · · · · · · · - · · · · · ·	【計画諸元】 道路規格 第3種第2級
	延長 L=2.74km	
	延長 L=2.74km 道路幅員 W=6.5(10.	道路規格 第3種第2級

概

【事業内容の変更状況とその要因】

・震災後の交通ネットワーク見直しに伴い計画交通量が変更となったため、道路規格、道路幅員及び設計速度を変更。

要

事 業 費

	全体事	業費	1	費用負	担内訴	1
		内用地費	国	県	市町村	その他
		及び				()
		補償費	[50 %]	[50 %]	[- %]	[- %]
事業着手時 (平成23年度)	億円 40.0	億円 14.1	億円 20.0	億円 20.0	億円 —	億円 一
再評価時(平成27年度)	億円 64.0	億円 28.2	億円 32.0	億円 32.0	億円 —	億円 一

※事業費増加度(重点評価実施基準 指標4)

= (再評価時事業費-事業着手時事業費) /事業着手時事業費=60.0%

【事業費の変更状況とその要因】

- ・用地買収面積、補償物件数の精査及び補償単価増による用地補償費の増額 (用地買収面積11万m2→14万m2、用地補償単価12,200円/m2→8,000円/m2、物件補償14軒→37 軒、物件補償単価500万円/軒→4,600万円/軒)
- ・労務費・資材単価の高騰等による工事費の増額

○事業費増減対照表

業

ഗ

事

再評価時 事業着手時 増 減 (平成23年度) (平成27年度) 変更の主な理由 事業量 事業費 事業量 事業費 事業量 事業費 51.9% 35.8% 本工事費 24.6億円 33.2億円 8.6億円 道路改良工 労務費、資材単価の高騰 2.8km 24.6億円 2.7km 33.2億円 8.6億円 測量及び試験費 一式 一式 数量精査による増工 3.25% 4.0% 5.4% 1.3億円 2.6億円 1.3億円 35.25% 44.1% 58.8% 用地費及び補償費 一式 一式 補償物件の増、補償単価の上昇 14.1億円 28.2億円 14.1億円 その他工事費等 100 % 100 % 100 % 合計 40億円 64億円 24億円

要

概

事業の進捗状況 規則第24条第1号関係

○事業期間

事業着手時	再 評 価 時
(平成23年度)	(平成27年度)
事業採択予定年度 H. 23年度	事業採択年度H.23年度
用地買収着手予定年度 H. 24年度	用地買収着手年度 H. 24年度
工事着手予定年度 H. 24年度	工 事 着 手 年 度 H. 24年度
	計画変更実施(予定)年度 -
完成予定年度 H. 29年度	完 成 予 定 年 度 H. 30年度

・再評価時の完成予定年度は、今回再評価に際し見直したもの。 (平成27年度に、完成予定年度を平成29年度から平成30年度へ見直した)

- ※事業停滯年数(重点評価実施基準指標1)=0年
- ※事業工期延伸度(重点評価実施基準指標 3) = (変更後予定事業期間) / (当初予定事業期間) = 8/7 = 1.14

○進捗率

7	平成27年度までの					※(): 前回再評価時						
		事業費			進捗率		内用地費 及び補償費			進捗率		
	(-)	(-)	(_)	(_)
		37. 0億	急円		57.	8%		18.9	億円		67	.0%

- ※事業工程乖離度(重点評価基準指標2)
 - = (累加投資事業費/現全体事業費) (累加年単純割額/現全体事業費)
 - $= (37/64) ((64/8 \times 5)/64) = \triangle 4.7\%$

【事業の進捗状況 (順調でない場合にはその要因)】

現在事業用地の買収を進めており、大浦地区については買収済み箇所から先行して道路 改良工事を進捗させている。

一方、浪板地区の地権者の中には移転先である近接の防災集団移転団地造成が未了のため物理的に移転できない方が点在しており、用地買収が進まず工事発注が遅延している。

【今後の進捗の見込み(事業スケジュール表後掲)】

平成27年度内に防災集団移転団地は造成完了する予定のため、平成28年度以降は用地買収が大幅に進捗し、残工事も徐々に発注可能となるため、平成30年度の事業完成を見込んでいる。

施設管理の予定・管理状況

の 事業区間の道路施設は宮城県が管理することになる。

なお、平成13年度から全県的に推進しているアドプト制度「みやぎスマイルロード・ プログラム」※を活用し、清掃や緑化等の美化活動に努めていく。

※「みやぎスマイルロード・プログラム」

道路美化等のボランティア活動に意欲を持つ地域住民や企業を「スマイルサポーター」に認定し、スマイルサポーター・地元市町村・宮城県(道路管理者)の三者のパートナーシップにより、県管理道路の一定区間の清掃や緑化等の美化活動、歩道の除雪などを実施する制度。

要

概

事

業

上位計画等

事

· 宮城県震災復興計画(平成23年10月策定)

「国道, 県道の整備及び市町村道整備の支援 」として、"沿岸部においては, 離島振 興のため大島架橋事業を進める"としている。

· 気仙沼市震災復興計画(平成23年10月策定)

業

「大島架橋の整備」として、"本市においても、日常生活の利便性向上や産業・経済の 振興発展を図るとともに、災害時などの安全・安心を支える防災道路として、平成30年 度完成に向け整備を促進します"としている。

の |事業を巡る社会経済情勢等||規則第24条2号関係

○社会経済情勢

必

(一) 大島浪板線については、三陸縦貫自動車道(仮称) 大島 I C ~ 大島本土までのア クセスについて、県において整備中であり、平成30年度完成予定としている。

また、三陸縦貫自動車道については、国直轄事業にて整備中であり、平成30年度以降 に(仮称)大島IC,(仮称)気仙沼北ICが供用される予定となっている。

・現況交通 (H22センサス) 903台/日 ((一) 大島浪板線)

○地元情勢, 地元の意見

性

要

現道(一)大島浪板線は線形が悪く幅員が狭いが、当該道路を整備することで、線形が 改良され、幅員も広がるため、車両及び歩行者の安全が確保されることになる。

また、当該道路は、災害時の避難道路、防災集団移転団地へのアクセス、離島大島から のアクセス及び三陸縦貫自動車道路へのアクセス機能をもつため、地域の防災力向上に寄 与し、かつ都市圏からの交流人口の増加も期待されることから、地元から早期完成が望ま れている。

気仙沼大島架橋促進期成同盟会(会長 気仙沼市長)

平成22年3月18日提出 気仙沼大島架橋の早期整備に関する要望書

事業効果

事

○効果の発現状況

現時点で供用している箇所がないため、まだ整備効果の発現には至っていない。

業

○想定される事業効果

(1) 車両通行の安全の確保

現道(一)大島浪板線は、大型車両の交互通行が困難な狭隘道路であるが、当該道 路整備にて幅員が広がることで車両及び歩行者の交通の安全が確保される。

の

(2) 津波避難路としての機能

現道(一)大島浪板線は、東日本大震災時に津波浸水被害を受けているが、当該道 路は津波浸水範囲を外して内陸側に計画しているため、防災集団移転団地住民等のた めの津波避難路としての機能が確保される。

有

(3) 離島大島からのアクセス確保

当該道路は、離島大島からのアクセス道路にもなるため、離島の隔絶性解消に寄与 する。

劾

(4) 三陸縦貫自動車道へのアクセス向上

当該道路は三陸縦貫自動車道ICへのアクセス道路であるため、観光、物流ルート としての利便性が向上する。

性

関連事業の概要・進捗状況等

- ① (一) 大島浪板線の整備((仮称) 大島 I C~気仙沼市大島)
 - : 事業主体 宮城県 平成30年度完成予定
- ② 三陸縦貫自動車道の整備
 - :事業主体 国土交通省 平成30年度以降完成予定

事

代替案との比較検討 規則第24条第3号関係

業

住民説明会にて概ねの合意を得、平成23年度から平成27年度にかけて用地買収及び工 事を実施しているところであり、代替案はない。

の

効

率

コスト縮減計画 規則第24条第4号関係

性

道路建設のコスト縮減については、盛土材に購入土を用いて施工することとしていたが、 他の公共事業と施工時期等の調整を行った結果、発生土を使用することが可能となったこと から、約1.2億円の節減を行っている。

【参考】

(当初)

- ・切土28万m³、盛土36万m³、購入土8万m³ → (8万m³×2千円/m³=1.6億円)
- ・切土28万㎡、盛土36万㎡、発生土8万㎡ → (8万㎡×500円/㎡(運搬費)= 0.4億円)
- ⇒1. 2億円のコスト縮減

費用対効果 規則第24条第5号関係

根拠マニュアル:費用便益分析マニュアル(国土交通省 道路局 都市・地域整備局)

(平成20年版)

 社会的割引率:
 4 %

 便益算定期間:
 5 0 年

事

業

の

効

率

	Б /\	事業着手時基準年(平成23年)	再 評 価 時 基準年 (平成 2 7 年)			
	区 分	<全体>	<全体>	<残事業>		
費	建設費	38.8億円	60.6億円	25.4億円		
用	維持管理費	3.5億円	3.4億円	3.4億円		
項	総費用	42.3億円	64.0億円	28.8億円		
目	現在価値(C)	33.5億円	60.4億円	24.5億円		
便	走行時間短縮便益	157.0億円	143.0億円	143.0億円		
益	走行経費減少便益	19.5億円	19.3億円	19.3億円		
項	交通事故減少便益	4.0億円	6.4億円	6.4億円		
目	総便益	180.5億円	168.6億円	168.6億円		
	現在価値(B)	63.9億円	68.3億円	68.3億円		
費用	月便益比(B/C)	1. 91	1. 13	2.8		

【便益の概要、主な算出根拠等】

- ・現況交通 (H22センサス) 903台/日
- ·計画交通量 4,100~5,500台/日

性 ※第出便益

「走行時間短縮便益」: 道路の整備の有無による総走行時間費用の差で表す便益

「走行経費減少便益」: 道路の整備の有無による走行経費(燃料費や車両償却費等の走行条

件により改善される経費) の差で表す便益

「交通事故減少便益」: 道路の整備の有無による社会的損失(交通事故による人的、物的損

失等) の差で表す便益

【事業着手時との違いの要因】

- ・交通ネットワーク変更に伴う計画交通量の増
 - $(3, 500台/日 \rightarrow 4, 100~5, 500台/日)$
- 補償費算定の条件の違い

当初物件補償については、市の街づくり計画及び河川災害復旧事業と錯綜しない、確実に事業実施可能な地区のみ計上(14軒)していたが、再評価時は、他事業との調整で補償範囲が確定したことにより、補償すべき物件が増加した(14 軒 \Rightarrow 37 軒)。

また、当初物件補償単価については、当該地域が津波による全半壊住居が多かったため、住居の利用は不可と判断し、補償費を解体費として一律5百万円/軒と想定していたが、増工した物件(23軒)は概ね健全であったため補償単価が高いこと及び、従来計上分(14軒)についても民家を補修して居住し続けたこと等により補償単価が上昇しており、平均補償単価は上昇している。(500万円/軒 \Rightarrow 4,600万円/軒)

・事業費増(40億円→64億円)及び事業期間の延伸 (7年間→8年間)

	1								
	地域指定状况	兄等							
環									
境									
^	特になし								
の									
影	影響と対策								
響	▲ 道路改良の盛土法面において緑化を行う。 - 低緊辛振動重機を利用し、胃辺環境への緊辛・振動に配慮する								
ا ب <u>ب</u>									
対策									
総	対応方針(第	(章							
合	中 光 冬 小 公 本								
評	事業継続								
価									
		.91:							
	○事業スケミ(一) 大島			路改良事業	<u> </u>				
事		77 1X 1/X ///X 1X	.似工区垣	中以以于 未					
	項目	H23	H24	H25	年 H26	<u>度</u> H27	H28	H29	H30
業		1120		1120	1123	1127	1123	1123	1100
	調査・設計								
	田地坛/学								
ス	用地補償								
	工事					l	ĺ		
ケ									
								+* **	
								事業着手時	
ジ								再評価時	
ュ									
	・調査・設計		たみの建り		一声しわっ	たため 5	とおまま	·延伸してい	\ Z
١.	・用地補償	貝貝昇化い	「にぬりりが達ら	彻明且从"化	一分となり	/こ/こ ^Ø /)、 <i>ラ</i>	トル 州目で	延押し ()	· ~ .
'		の移転希望	先である	防災集団種	多転団地整	発備の遅延	が原因で、	やむをえ	ず用地補償
	期間を延伸	申している	0						
ル	・工事 用地補償	当時期が遅	れスため	丁事完成	時期を亚国	龙29年角	がら巫成	30年度と	:している。
	7日を四十日	ᇃᇚᅏᆘᄺ	, N U 'W / L W),	、 ユーザ フロル	m 791 で 十月	<i>⋋ </i>		30十度と	. U (V. ذ
_									
表									

